

筑後吉井 町家宿 以久波 宿泊約款および利用規約

宿泊約款

適用範囲

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第1条2項 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- イ. 宿泊者名
- ロ. 宿泊日・到着予定時刻
- ハ. 電話番号及び連絡が可能なEメールアドレス
- ニ. 宿泊者数
- ホ. その他当館が必要と認める事項

第2条2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により1泊以上の宿泊契約が成立したときは、宿泊日数の基本宿泊料を、チェックイン時まで全額お支払いいただきます。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- 2. 満室により客室の余裕がないとき。
- 3. 2歳未満の乳幼児が同伴の場合。但し一棟貸しの場合は除外する。
- 4. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 5. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
 - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
6. 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 7. 宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
 8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 9. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
 10. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第5条2項 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

第5条3項 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

2. 宿泊客が厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

4. 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力であるとき

- ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき

- ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき

5. 宿泊客が当館もしくは当館従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

6. 宿泊しようとする者が騒音、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

き。宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

7. 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。

8. 一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。

9. 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。

- ・拳銃
- ・刀剣類
- ・著しく悪臭を発する物品
- ・著しく大量の物品
- ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油）
- ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
- ・その他、法令により所持が禁止されているもの

10. ホテルの備品または物品をホテルの外に持ち出し、またはホテル内の別の場所に移動したとき。

11. 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。

12. ホテル内で他の宿泊者、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき

13. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。

14. その他当館が定める利用規則に従わないとき。

第6条2項 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当館が必要と認める事項

第7条2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、宿泊券（クーポン）等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、以下の通りとします。連続して宿泊する

場合においても同様です。

チェックイン16:00～ / チェックアウト～10:00

客室利用可能時間16:00～翌10:00

第8条第2項 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には第10条4項に掲げる追加料金を申し受けます。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて客室内に掲示した利用規則に従っていただきます。

料金の支払い

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

第10条2項 前項の宿泊料金等の支払いは、日本銀行券及び貨幣（日本円）、又は当館が認めた宿泊券（クーポン）等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

第10条3項 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金を申し受けます。

当館の責任

第11条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が施設に入ったときに始まり、宿泊者が出発するため当施設をあけたときに終わります。

当施設が宿泊者に客室の提供ができなくなった場合、天災その他の理由により困難な場合等を除き、当施設の責に帰すべき時は、その宿泊者に類似料金による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金はいただきません。前項の場合、当施設は、宿泊料金以上の賠償責任を負いかねます。

第11条2項 当館は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保障

第12条 宿泊客が、当館従業員の指図、案内、掲示、緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害については、当館は、その賠償はいたしません。

金銭その他貴重品

第13条 金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

宿泊客の責任

第14条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第14条2項 宿泊客はチェックアウト時に部屋の鍵を返却することとし、万一紛失した場合は弁償していただきます。

免責事項

第15条 当館内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

駐車場

第16条 当施設には宿泊者用の専用駐車場はございません。

第16条2項 近隣の市営駐車場をご案内しますが、駐車場での車両管理の責任を負うものではありません。当然駐車場で車両に損害があった場合も責任を負うものではありません。

別表 1: 宿泊料金等の算定方法 (第10条関係)

顧客が支払うべき宿泊料金総額	基本宿泊料 (料金表による)
	食事料 (オプション)
	消費税
	宿泊税 (福岡県による)

別表 2: 違約金 (第5条関係)

契約解除の通知を受けた日ならびにその際の宿泊料金に対する違約金率	
不泊 & 当日	100%
前日	100%
2日前～7日前	50%

以 上

利用規則

筑後吉井町家宿以久波（以下、当館という）では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、当館内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

適用範囲

当館の全施設（宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

公共性と安全性を維持するため

当館は一般住宅地にある木造の施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたりなさないこと。

火災予防および保安に関すること

- 1) 当館内は全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定の屋外喫煙所をご利用下さい。
- 2) バックヤードなどお客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

お忘れ物、拾得物の処置は法令（遺失物法）に基づいてお取り扱いさせていただきます。

当館内諸施設に関すること

- 1) 当館のキッチン用品は自由にご利用いただけますが、利用後は直ちに洗浄の上、元の場所にお戻しく下さい。
- 2) ガスコンロ、電子レンジ、オーブンのご使用は十分ご注意の上ご使用ください。これらのご使用に関しての損害につきましては責任を負いかねますのでご承知ください。
- 3) 洗濯機は有料にてご利用頂けますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出し、次の利用者の妨げにならないようにして下さい。また、洗濯設備の性能に関するご意見は一切受付けておりません。
- 4) 当館の設備や備品に損害が生じた場合はその損害を賠償していただきます。

施設設備の利用可能時間について

フロント営業時間： 16時～20時

共用スペース： 7～22時

キッチン、シャワールーム、ドライヤー、洗濯機： 7時～23時

宿泊客が当館の館内設備を利用できる時間は、チェックイン日の15時からチェックアウト日の10時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の館内設備利用については別料金を請求致します。

行動に関すること

- 1) 当館ご利用のお客様は必ず当館スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。
- 2) 当館内の入退出は当館とご契約頂いたお客様のみ可能となります。
- 3) 当館内は全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず所定の屋外喫煙所をご利用下さい。
- 4) 当館内で発生したゴミ類は、当館の分別に従ってお捨て下さい。
- 5) 当館内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。
- 6) 当館内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
- 7) 当館に門限や消灯はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。

責任に関すること

当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

その他の禁止事項

- 1) 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
 - 2) 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
 - 3) 著しく不潔な身体または服装により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れが認められること。
 - 4) 客室を当館の許可なしに宿泊以外の目的に使用すること。
 - 5) 当館内施設に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。
- イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般
- ロ. 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等
- 6) 当館内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
 - 7) 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、

及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。

8) 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。

9) その他当館が不相当と判断する行為。

情報に関すること

1) 当館の屋号、筑後吉井町家宿以久波を当館以外の第三者が使用することを禁じます。

2) 当館はゲストハウスとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。

3) 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。

イ. お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。

ロ. 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。

4) 当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。

5) 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用する事を禁じます。

6) 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

当館スタッフの館内巡回に関すること

館内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフがそれを行う場合がございます。予めご理解・ご了承下さい。

以上

付 則

この宿泊約款および利用規則は、令和3年8月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

宿名：筑後吉井 町家宿 以久波
住所：福岡県うきは市吉井町 1385-1